

松原市児童生徒等就学援助費支給要綱

松原市児童生徒等就学援助費支給要綱（昭和59年4月1日適用）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、松原市補助金等交付規則（昭和50年規則第6号）に定めるもののほか、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条に規定する就学援助の趣旨を推進し、松原市立小中学校及び大阪府内にある中学校夜間学級（学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第25条に規定する二部授業を行う学級のことをいう。以下同じ。）に在籍する児童又は生徒の保護者等の経済的な負担を軽減するために実施する松原市児童生徒等就学援助費（以下「就学援助費」という。）の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（支給対象者）

第2条 この要綱に基づく就学援助費の支給を受けることができる者（以下「支給対象者」という。）は、松原市内に住所を有し、次のいずれかに該当するものであって経済的に困難な状況にあると市長が認めるものとする。

（1） 松原市立小中学校に在学している児童又は生徒（以下「児童等」という。）の保護者であって、次のいずれかに該当するもの

ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）

イ 別表第1の認定基準に基づき、要保護者に準ずる程度に困窮していると市長が認めるもの（以下「準要保護者」という。）

（2） 大阪府内にある中学校夜間学級の生徒（以下「夜間生徒」という。）

又はその保護者（以下これらを「夜間生徒等」という。）であって、次のいずれかに該当するもの

ア 要保護者

イ 準要保護者

2 前項に規定する保護者とは、児童又は生徒に対して親権等を行うものをいう。（対象経費及び支給額等）

第3条 市長は、別表第2及び別表第3に規定する就学援助費の対象経費（以下「対象経費」という。）について、それぞれ別表第1及び別表第2に規定する区分に応じて就学援助費を支給するものとする。

（申請手続）

第4条 就学援助費の支給を受けようとする支給対象者は、児童生徒等就学援助費支給申請書（別記様式）に、当該支給対象者に係る世帯全員の収入を証する市町村が発行する書類を添付の上、市長に申請しなければならない。ただし、当該市町村が発行する書類については、本市において証明を取得できる場合は提出を要しない。

2 前項の申請は、毎年度市長が別に定める期間に行わなければならない。ただ

し、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 年度途中で支給対象者になった場合

(2) その他申請期間内に申請しないことにつきやむを得ない事情があると市長が認める場合

3 支給対象者は、前項の申請に際して、就学援助費の支給決定を受けた場合における市長への請求及び返納についての権限を、あらかじめ児童等又は夜間生徒が在籍する学校の学校長（以下「学校長」という。）に委任することができる。

4 夜間生徒等は、中学校夜間学級在籍中において、通算3回まで就学援助費を申請することができる。ただし、市長が特に学習意欲があると認める夜間生徒については、通算6回まで就学援助費を申請することができる。

(支給の決定)

第5条 市長は、前条第1項の申請があったときは、その内容を審査の上、支給についての可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により支給の可否を決定したときは、学校長に就学援助費支給決定・不決定者名簿一覧を送付するとともに、前条第1項の申請を行った者に対して、就学援助費支給（決定・不決定）通知書により通知するものとする。

(就学援助費の請求及び支給方法等)

第6条 前条の規定により就学援助費の支給決定を受けた者（以下「支給決定者」という。）は、対象経費を負担する必要が生じた後、同条に規定する就学援助費支給（決定・不決定）通知書を添えて市長に就学援助費の請求をすることができる。この場合において、支給決定者が対象経費の弁済後に当該請求をするときは対象経費を支払ったことを証する書面を、支給決定者が対象経費の弁済前に当該請求をするときは対象経費に係る就学援助費を対象経費の弁済に充てることに同意する書面を市長に提出しなければならない。

2 支給決定者は、市長に対し、別表第2に規定する学用品・通学用品費及び学校給食費（以下「学用品費等」という。）に係る就学援助費について4月中に、校外活動費及び修学旅行費（以下「校外活動費等」という。）に係る就学援助費については9月中に、医療費に係る就学援助費については当該医療費が発生した月の翌月までに、それぞれ請求するものとする。ただし、年度途中で第2条に規定する支給対象者に該当した場合、請求期限後に学用品費等又は校外活動費等を負担する必要が生じた場合その他市長がやむを得ないと認める理由により、これらの期間中に請求することができなかつた場合は、この限りでない。

3 前項の規定にかかわらず、支給決定者のうち夜間生徒等は、前期分（4月分から9月分まで）及び後期分（10月分から翌年3月分まで）の2回に分けて、別に定める期日までに、市長に対し就学援助費の請求を行うものとする。この場合において、通学費の請求については、別表第3（注2-3）に規定する条件を満たしていることを証する書面を添えて、市長に請求しなければならない。

4 市長は、前項に規定する請求があった場合において、その内容を審査の上、

当該請求のあった日の属する月の翌月までに就学援助費を支給するものとする。

(支給決定の取消し及び返還)

第7条 市長は、支給決定者が次のいずれかに該当する場合は、支給決定を取り消し、又は支給した額の全部又は一部の返還を求めることができる。

(1) 本市の区域外に転出した場合

(2) 申請書等に虚偽の記載をした場合

(3) 第2条に規定する支給対象者に該当しなくなった場合

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が就学援助費の支給をする必要がないと認める場合

(細則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成21年7月13日(以下「実施日」という。)から実施し、平成21年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 実施日前に改正前の松原市児童生徒就学援助費支給要綱第5条の規定によってなされた申請は、実施日以後においては、改正後の松原市児童生徒等就学援助費支給要綱第4条第1項の規定によってなされた申請とみなす。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

(別記様式) (第4条関係) (表)

児童生徒就学援助費支給申請書

松原市長 殿

年 月 日

1. 世帯全体の収入及び世帯状況について市民税課税台帳、住民基本台帳等により確認することについて世帯全員の同意を得ています。
2. 就学援助費の請求、返納等の事務手続については、児童生徒の在籍する学校の学校長に委任します。
3. 就学援助費は学校長の管理する口座に振り込み、私が学校に支払うべき経費（学校給食費等）に充当してください。
4. 就学援助費について支給決定された場合において、決定後に申請内容に変更があった場合は、速やかに連絡します。
5. 就学援助費について支給決定された場合において、決定後に住民税の更正等により支給対象者に該当しなくなった場合は、速やかに申出をし、支給された就学援助費を返還します。
6. 1から5までについて同意の上、
 - 生活保護費を受給している被保護者(小学6年生、中学3年生の修学旅行費のみ)
 - 準要保護者認定基準の(1)又は要保護者(生活保護費を受給している被保護者を除く)
 - 準要保護者認定基準の(2)、(3)又は(4)
 に該当することにより、就学援助費の支給を申請します。

〒

(申請者) 住 所 _____
 氏 名 _____ 印
 電 話 番 号 _____

※ 昼間でも連絡がつく電話番号を記入してください。

合、世帯状況 ※住民票で世帯分離をしていても、同居する家族がいる場合は原則同一世帯とみなします。	就学援助を受ける児童生徒	フリガナ 氏名	生年月日	続柄	学校(学年)・職業等	コード
			年 月 日		松原市立 学校 年 組	
			年 月 日		松原市立 学校 年 組	
			年 月 日		松原市立 学校 年 組	
			年 月 日		松原市立 学校 年 組	
			年 月 日		松原市立 学校 年 組	
			年 月 日		松原市立 学校 年 組	
↓上記、児童生徒以外の世帯員(家族)氏名			○印をし職業等を記入してください。			コード
申請者 氏名		年 月 日		収入 職業 あり・なし	世帯人数 (児童生徒を含む全員)	世帯コード
	その他の世帯員		年 月 日			
		年 月 日		収入 職業 あり・なし		
		年 月 日		収入 職業 あり・なし		
		年 月 日		収入 職業 あり・なし		
		年 月 日		収入 職業 あり・なし		
	年 月 日		収入 職業 あり・なし	人		

本申請書は、要保護及び準要保護児童生徒に係る世帯票を兼ねます。
 太枠の中をすべて書いてください。

裏面もお読みください。

別表第1（第2条関係）

準要保護者認定基準

(1)	<p>支給対象者が生計を一にする世帯全員に係る合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。）が、4月又は5月の申請にあつては前年度分、6月から翌年3月までの申請にあつては当該年度分について、次により算定した額以下であること。</p> <p>世帯員を41歳の者を2人、14歳の者を1人の合計3人とした場合における本市の生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）に規定する第1類の基準額、第2類の基準額及び加算額、期末一時扶助費の基準額、住宅扶助基準により算定した額、教育扶助基準の額並びに児童養育加算の額を合計した額の1.1倍の額（支給対象者の世帯員が4人以上である場合には、3人を超える1人当たり330,000円を当該額に加算し、2人以下である場合には、3人に満たない1人当たり330,000円を当該額から減じた額）。ただし、年度の途中において保護基準が引き下げられた場合には、当該引下げ前の基準により算定するものとする。</p>
(2)	前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者（（1）に該当する者を除く。）
ア	生活保護法に基づく保護の停止又は廃止
イ	地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく個人の事業税、市町村民税又は固定資産税の減免
ウ	国民年金法（昭和34年法律第141号）に基づく国民年金の掛金の減免
エ	国民健康保険法（昭和33年法律第192条）に基づく保険料の減免又は徴収猶予
オ	児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）に基づく児童扶養手当の支給
カ	社会福祉法（昭和26年法律第45号）に基づく生活福祉資金による貸付け
(3)	次のいずれかに該当する者（（1）、（2）に該当する者を除く。）
ア	職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者
イ	学級費、PTA会費等の学校納付金の減免が行われている者
ウ	学校納付金の納付状態の悪い者、又は、被服等の状態が悪い、若しくは学用品、通学用品等に不自由している児童生徒の保護者であつて、生活状態が悪いと認められるもの
エ	経済的理由による欠席日数が多い児童生徒の保護者
(4)	離職や長期療養、火災、交通事故等特別な事情により、現年度において、生活が苦しく、子どもを就学させるのが困難な者（（1）から（3）までに該当する者を除く。）

別表第2（第3条関係、第6条関係）

対象経費（注1-1）		（1）児童等の保護者であつて、要保護者（次号に該当する者を除く。）又は準要保護者であるものに係る就学援助費の支給額 （注1-2）	（2）児童等の保護者であつて、要保護者（生活扶助、教育扶助又は医療扶助を受けている者に限る。）であるものに係る就学援助費の支給額（注1-2）
学用品・通学用品費		学用品・通学用品（学校長が指定するものに限る。）の購入費相当額	
校外活動費	宿泊を伴わないもの	校外活動費相当額	
	宿泊を伴うもの	校外活動費相当額	
修学旅行費（実施学年） （注1-3）		修学旅行費相当額	修学旅行費相当額
学校給食費		学校給食費相当額	
医療費		医療費相当額	

（注1-1） 対象経費において使用する用語の意義は、昭和62年5月1日付け文部大臣裁定「要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱」において使用する用語の例による。

（注1-2） 市長は、別に定めるところにより支給額に上限額を設定することができるものとする。

（注1-3） 修学旅行費については、小学校又は中学校を通じてそれぞれ1回に限る。

別表第3（第3条関係、第6条関係）

対象経費（注2-1）		（1）夜間生徒等であつて、要保護者（次号に該当する者を除く。）又は準要保護者であるものに係る就学援助費の支給額 （注2-2）	（2）夜間生徒等であつて、要保護者（生活扶助、教育扶助又は医療扶助を受けている者に限る。）であるものに係る就学援助費の支給額 （注2-2）
学校長が夜間生徒に提供する教材に係る費用		学校長が夜間生徒から徴収する教材に係る実費相当額	
校外活動費	宿泊を伴わないもの	校外活動費相当額	
	宿泊を伴うもの	校外活動費相当額	
修学旅行費 （在籍中1回限りとする。）		修学旅行費相当額	修学旅行費相当額
通学費（注2-3）		通学定期券購入費	

（注2-1） 対象経費において使用する用語の意義は、昭和62年5月1日付け文部大臣裁定「要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱」において使用する用語の例による。

（注2-2） 市長は、別に定めるところにより支給額に上限額を設定することができるものとする。

（注2-3） 通学費の支給については、夜間生徒が最も経済的な通常の経路及び方法により公共交通機関を利用して通学（学校所在地から住所地又は勤務地までの間の通学）する場合であつて、1箇月につき7日間以上の出席を条件として8月を除く11箇月分を限度とし、通学定期代を支給するものとする。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日（以下「実施日」という。）から実施する。
(準備行為)
- 2 平成30年度の就学援助費の支給に関し必要な行為は、改正後の松原市児童生徒等就学援助費支給要綱の規定に基づき、実施日前においても行うことができる。